議会改革度調査2014

議会基本条例とその活用

議会のあるべき姿を定める議会基本条例。二元代表の一翼を担う議会が果たすべき任務やその実施手順を体系立てて記載しています。今回は、その制定状況とともに、検証・改正の実施状況を見ながら **議会基本条例とその活用** について考えます。

早稲田大学マニフェスト研究所

議会改革調査部会

やはり改革の推進力は議会基本条例

上位100議会の 98% が

議会基本条例を制定していました。

議会改革度ランキング１～100位

議会基本条例は標準装備に

議会基本条例を制定している議会は順調に増加し、
４割を超えた。

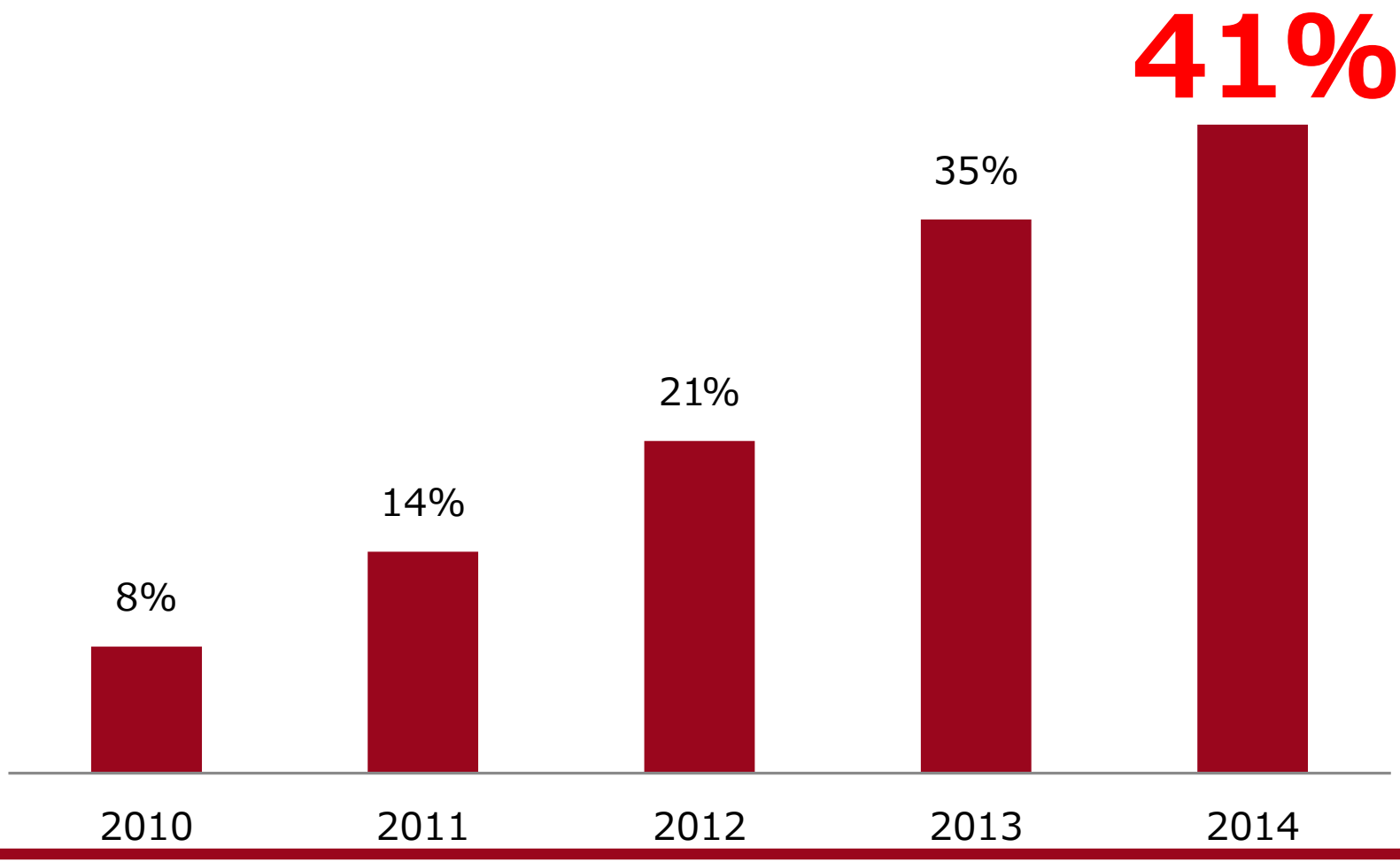

議会基本条例は標準装備に（順位別）

100位以内ではすでに議会基本条例が定着。後続の議会でも制定が進むなど、その重要性が増している。

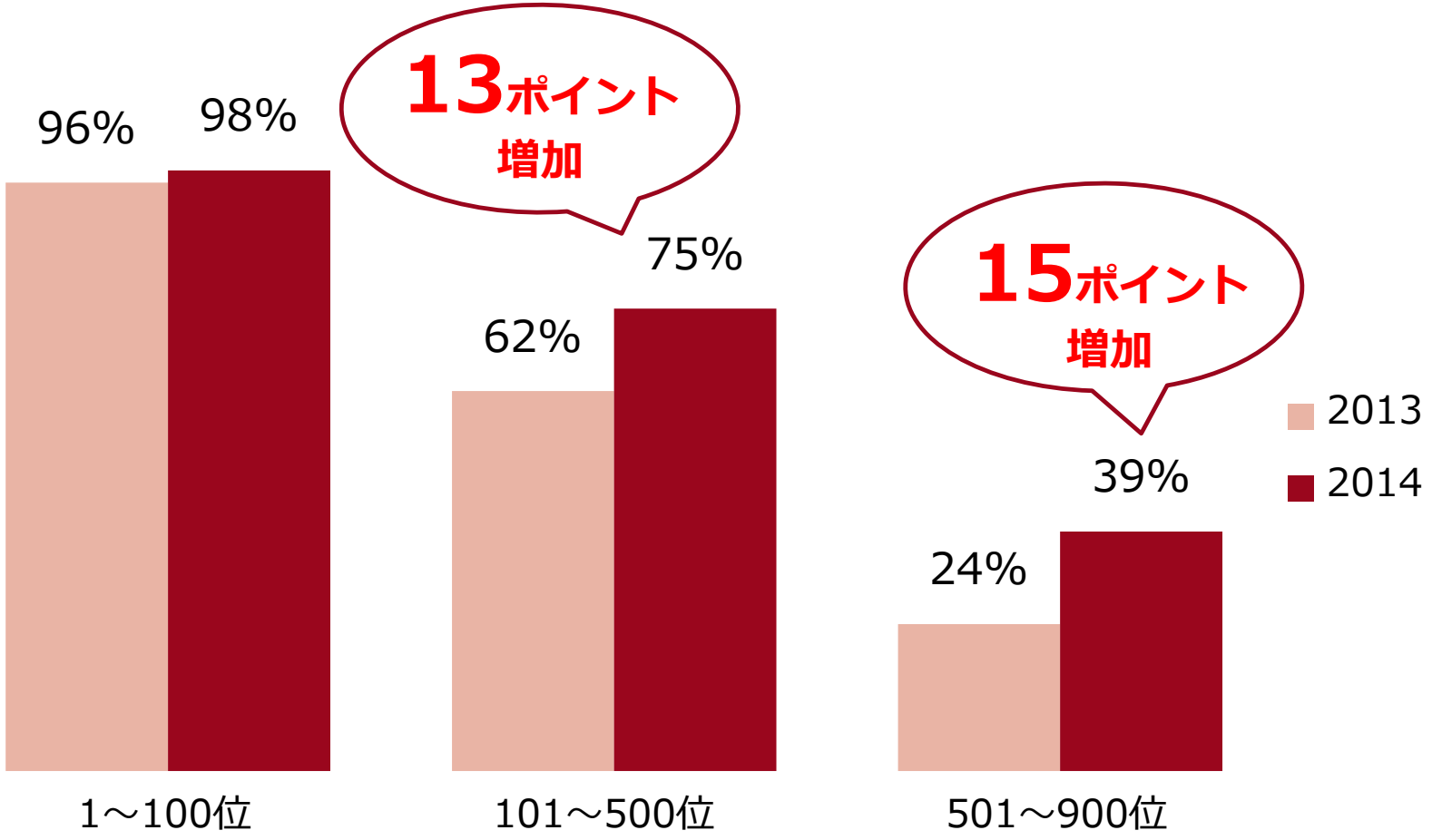

制定が進むなか、東京23区議会に遅れ

東京23区の制定率は9%と最も低い。
東京都議会も制定していない。

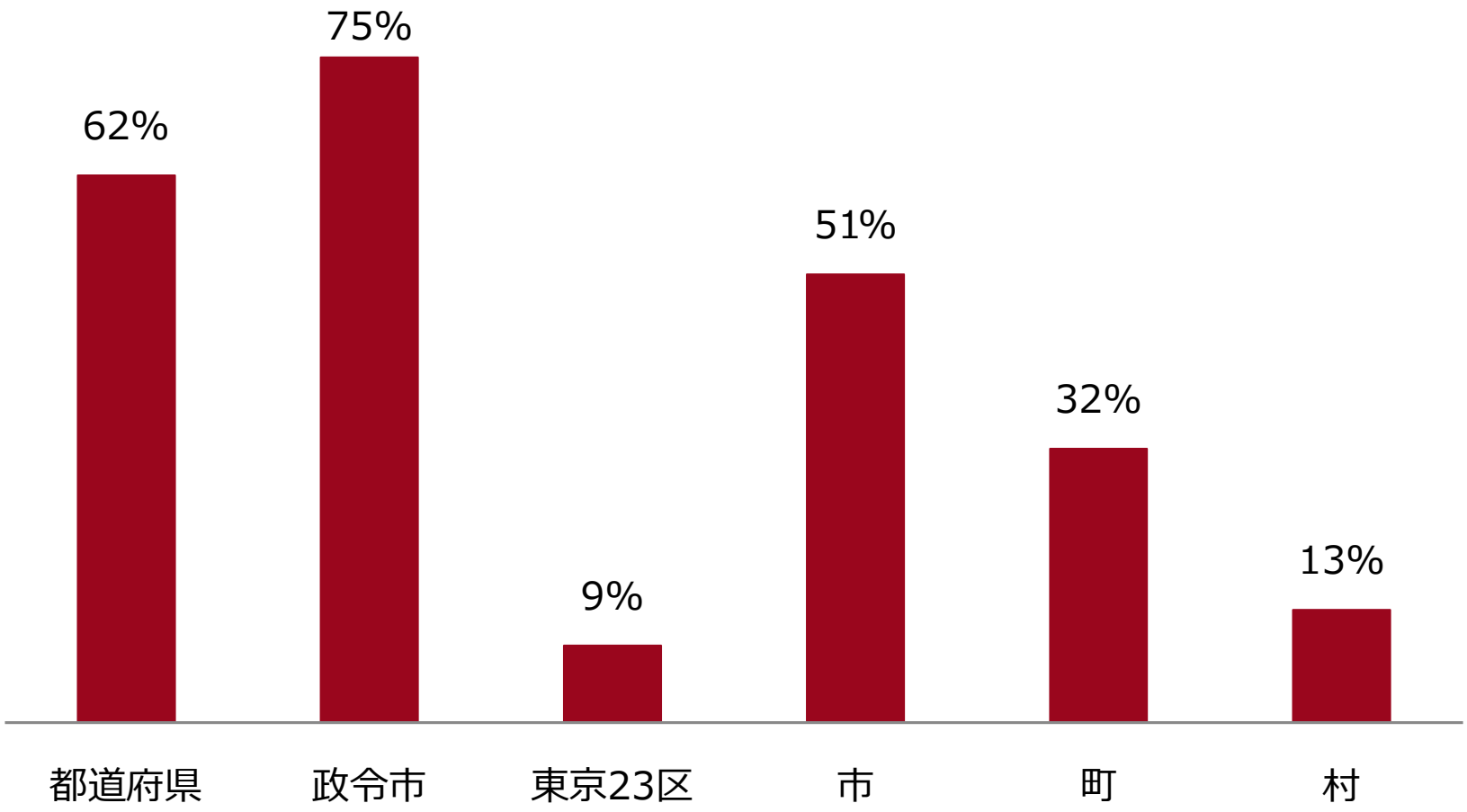

『PDCAサイクル』が回っているのは2割弱

「制定し、さらに検証や改正をしている」
と回答した議会は全体の約19%にとどまった。

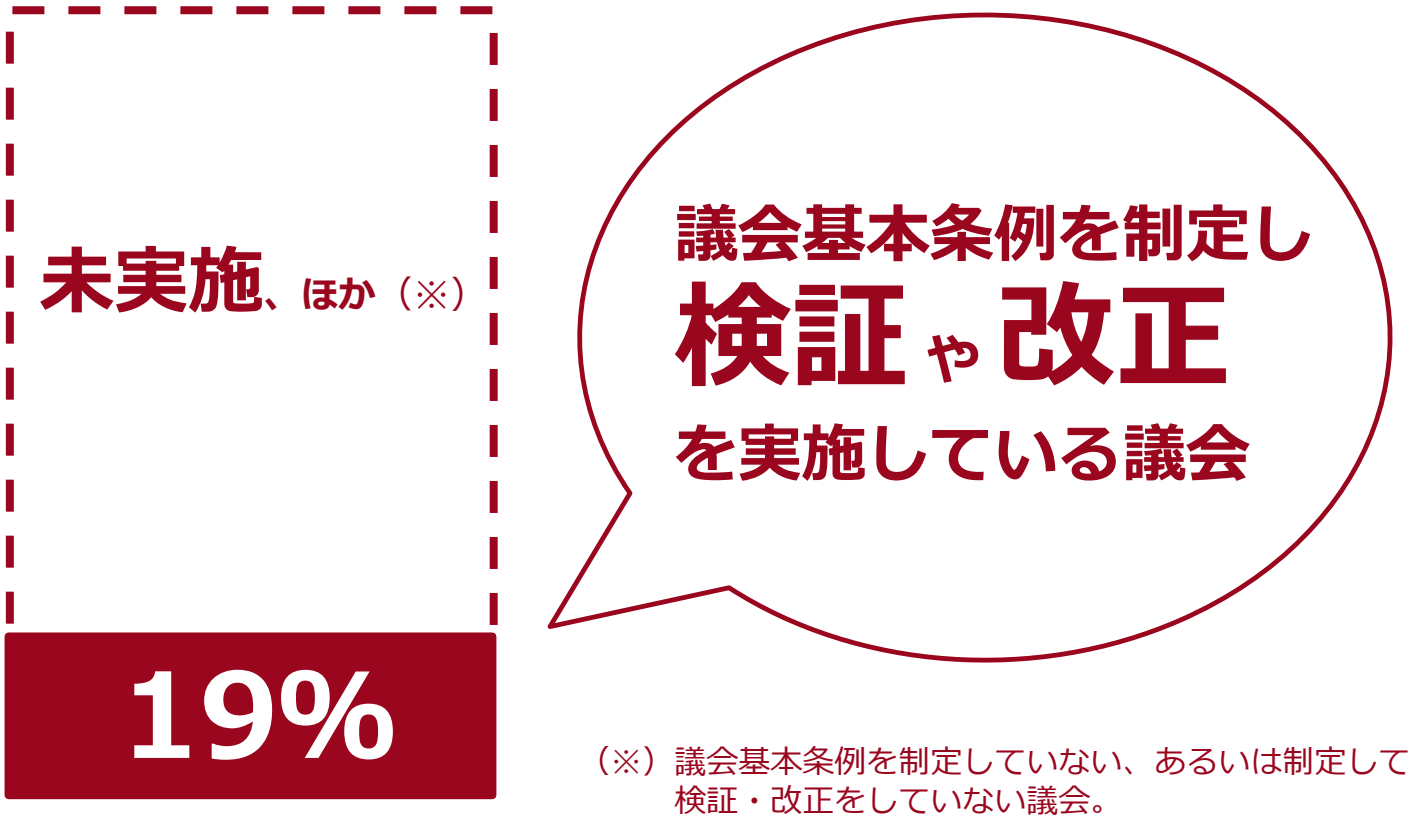

（※）議会基本条例を制定していない、あるいは制定しているが検証・改正をしていない議会。

先進事例①：諫早市議会

議会基本条例に「検証及び見直し手続き」を明記。検証結果は「市民に**積極的に公表**する」としている。

（条例の検証及び見直し手続）
第25条　議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において、定期及び必要に応じて検証し、その結果については市民に積極的に公表するものとする。

- 諫早市議会基本条例
- 議会基本条例の検証結果（平成26年5月）（PDF：306KB）

ホームページに、議会基本条例と並べて検証結果を掲載している。

議会基本条例の検証（評価）

A:十分達成された　B:概ね達成された　C:今後努力を要する　D:評価の該当なし

条項・条文		評価	評価の理由・意見等
第３条「議会の運営原則」			
1号	公開性、公正性、透明性を確保し、市民に信頼される議会を目指す	B	・委員会における市民の傍聴等公開に努めている。 ・市民の傍聴がまだ少なく、周知方法等改善の余地あり。
2号	執行機関の市政運営状況を監視する	B	・本会議、予算決算委員会等で市政運営状況の監視を実施している。 ・委員会・会派を通じ、さらに調査・監視機能を高める必要がある。
3号	市民の多様な意見を把握し、市政に反映させる議会運営を目指す	B	・「議会報告会」を開催し市民の意見を把握し検討した。 ・市民・各種団体との更なる意見交換が必要。

出典1：諫早市議会 議会基本条例
http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/reiki/reiki_honbun/r248RG00000813.html
出典2：議会基本条例の検証結果（平成26年5月）（PDF：306KB）
http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/wp-content/uploads/2014/05/6fb8d7688bef7622fb8fd5d5d62d3488.pdf

先進事例②：福島町議会

議会基本条例に「見直し手続き」を明記。全条文の取り組みを検証した結果として**「議会基本条例見直しによる行動計画書」**をまとめ、議会白書で「実施状況」を公表している。

（見直し手続）

第 28 条　議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討する。

（２）議会基本条例見直し検討による行動計画の実施状況

NO	項目	行動計画の概要	評価	H25 の実施状況	今後の取り組み等
1	論点・争点を明確にした議員間討議の実施	「議会の運営に関する基準」に討議等のルールを追加する。	○	□基準を改正した。（H25. 3. 4 施行） □議長及び委員長は基準に基づき口述に論点整理と討議を設けて会議を進行している。	□引き続き論点整理と討議を進める。
2	出前議会の開催と議会報告会の充実	出前議会の H24. 4 開催に向け町民団体に呼び掛ける。報告会の H23 年度の開催結果を検証し H24 年度の開催計画をまとめる。	○	□「町民と議員との懇談会」として実施した。（3 班体制・延べ 6 日間、18 会場）	□引き続き出前議会の PR を進める。 □引き続き 3 班体制を維持し懇談会を実施する。

出典1：福島町議会基本条例
http://www.gikai-fukushima-hokkaido.jp/teirei-rinjikai/teirei/21-1/gikai-kihonjyurei.pdf
出典2：議会白書　平成26年度版
http://www.gikai-fukushima-hokkaido.jp/gaiyou/hakusyo-26.pdf

先進事例③-1：芽室町議会

議会基本条例に「検証及び見直し手続き」を明記。**1年ごとに検証・公表**するとしている。

（検証及び見直し手続）

第 30 条　議会は、1 年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

ホームページのトップページから議会の自己評価を見ることができる。

1　芽室町議会基本条例（平成 25 年度活動分）自己評価の結果

評価基準：
◎＝おおむね達成している。向上心を持って取り組んでいる。 ○＝取り組んではいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。 △＝取り組もうとしているが、達成しているとは言いがたい。 ×＝取り組んでいるとはいえない。 ―＝表記なし
自由表記：

出典1：芽室町議会基本条例
http://www.memuro.net/gikai/kaikaku/pdf/gikaikihonn.pdf
出典2：芽室町議会基本条例等（平成 25 年度活動分）自己評価の結果（第 1 次評価）
http://www.memuro.net/gikai/activation/pdf/gikaikihonnjyourei_hyouka.pdf

先進事例③-2: 芽室町議会

議会基本条例に「議会活性化計画」の策定を明記。議会基本条例の条文を**行動計画化し、工程表に基づき進捗管理**をしている。

（議会改革及び活性化の推進）

第24条　議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

2　議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。

平成 26 年 7 月～27 年 4 月

平成 26 年度　議会活性化計画　最終評価書

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

平成 26 年 7 月 16 日計画策定
平成 27 年 3 月 25 日計画評価

芽室町議会

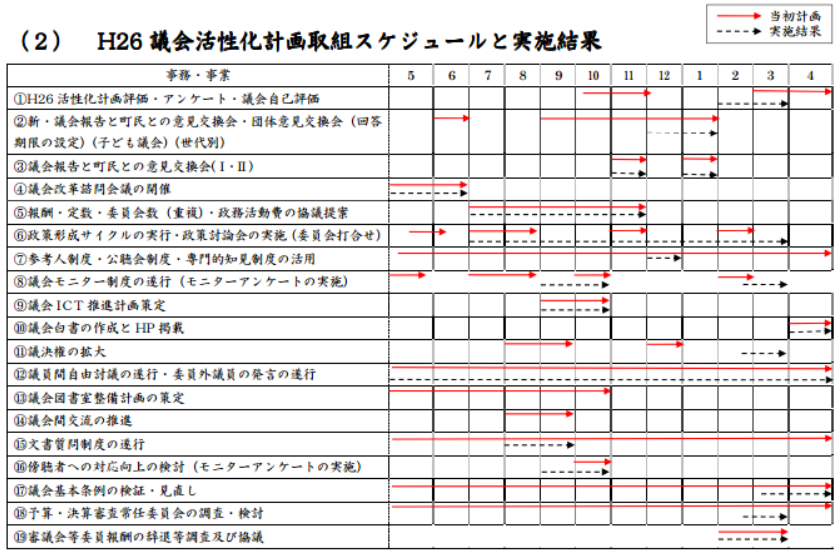

（2）　H26 議会活性化計画取組スケジュールと実施結果

事務・事業	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
①H26 活性化計画評価・アンケート・議会自己評価												
②新・議会報告と町民との意見交換会・団体意見交換会（回答期限の設定）（子ども議会）（世代別）												
③議会報告と町民との意見交換会(Ⅰ・Ⅱ)												
④議会改革諮問会議の開催												
⑤報酬・定数・委員会数（重複）・政務活動費の協議提案												
⑥政策形成サイクルの実行・政策討論会の実施（委員会打合せ）												
⑦参考人制度・公聴会制度・専門的知見制度の活用												
⑧議会モニター制度の運行（モニターアンケートの実施）												
⑨議会 ICT 推進計画策定												
⑩議会白書の作成と HP 掲載												
⑪議決権の拡大												
⑫議員間自由討議の運行・委員外議員の発言の運行												
⑬議会図書室整備計画の策定												
⑭議会間交流の推進												
⑮文書質問制度の運行												
⑯傍聴者への対応向上の検討（モニターアンケートの実施）												
⑰議会基本条例の検証・見直し												
⑱予算・決算審査常任委員会の調査・検討												
⑲審議会等委員報酬の辞退等調査及び協議												

出典：芽室町議会 平成 26 年度 議会活性化計画 最終評価書
http://www.memuro.net/gikai/activation/pdf/H26gikai_kasseika_saisyuu.pdf

提　　言

①　議会基本条例を制定する

地方分権時代、二元代表の一翼を担う議会のあるべき姿や議会自らが果たすべき任務、実施手順を体系立ててまとめる議会基本条例の制定が必要。制定までの過程も住民に公開する。

②　議会基本条例を活用する

議会基本条例は制定することが目的ではなく、議会として「どのような理念をもって活動するのか」を示したものであり、制定してからの活動が重要。行動計画への落とし込み、組織編制など、着実に実行できる仕組みを構築し活動する。

③　議会基本条例を検証する　【PDCAサイクル】

制定後に取組みを「実行」→「検証」→「改善」する『PDCAサイクル』が肝心である。条例に基づき「何を行い、その結果どうなったのか」を確認しながら活動することで、はじめて条例が活きる。検証の結果、条例そのものに修正が必要な場合は条例改正もする。また、検証の結果は常に住民に公開する。

今後について

今後、「議会改革度調査2014」に関する分析結果は、当研究所Webサイトに順次公開していきます。

早稲田大学マニフェスト研究所
http://www.maniken.jp/gikai/

<お問合せ先>
早稲田大学マニフェスト研究所 事務局：担当 西川、永尾、青木
TEL：03-6214-1315　E-MAIL：mani@maniken.jp
WEB：http://www.maniken.jp/